

京 都 大 学 犬 山 キ ャ ン パ ス 運 営 協 議 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学犬山キャンパス運営協議会規程 (令和4年達示第17号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 犬山キャンパス運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>研究担当の理事</u></p> <p>(2) 財務担当の理事</p> <p>(3) 理学研究科長</p> <p>(4) 生態学研究センター長</p> <p>(5) 野生動物研究センター長</p> <p>(6) 総合博物館長</p> <p>(7) ヒト行動進化研究センター長</p> <p>(8) 北部構内事務部長</p> <p>(9) その他総長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(議長)</p> <p>第3条 犬山キャンパス運営協議会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(開会)</p> <p>第5条 犬山キャンパス運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>2 第2条第1項第3号から第7号までの委員は、議長が理由があると特に認める場合に限り、当該委員が指名する者（当該委員の属する研究科、センター又は博物館に属する者であつて、当該委員に準ずる職にあるものに限る。）を代理として出席させることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) <u>企画・調整担当の理事</u></p> <p>(2) 財務担当の理事</p> <p>(3) <u>研究拠点担当の副学長</u></p> <p>(4) 理学研究科長</p> <p>(5) 生態学研究センター長</p> <p>(6) 野生動物研究センター長</p> <p>(7) 総合博物館長</p> <p>(8) ヒト行動進化研究センター長</p> <p>(9) 北部構内事務部長</p> <p>(10) その他総長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(議長)</p> <p>第3条 犬山キャンパス運営協議会に議長を置き、前条第1項第3号の委員をもって充てる。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(開会)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 第2条第1項第4号から第8号までの委員は、議長が理由があると特に認める場合に限り、当該委員が指名する者（当該委員の属する研究科、センター又は博物館に属する者であつて、当該委員に準ずる職にあるものに限る。）を代理として出席させることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第40号)</p> <p>この規程は、令和6年5月27日から施行し、</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学国際交流会館規程 (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 第3条に定める各会館(百万遍国際交流会館及び岡崎国際交流会館を除く。)に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事及び会館副主事(以下「会館主事等」という。)を置くことができる。</p> <p>2 会館主事等は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。</p> <p>3 会館主事等の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、会館主事等に関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が定める。</p> <p>第5条の2 第3条に定める各会館に、生活上の諸問題に関する相談等に対応させるため、レジデント・アシスタントを置くことができる。</p> <p>2 レジデント・アシスタントは、本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する学生であつて、外国人留学生ではないものうちから、<u>国際担当の理事</u>が任命する。</p> <p>3 レジデント・アシスタントの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、通算3年を超えないものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、レジデント・アシスタントに関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が別に定める。</p>	<p>令和6年4月1日から適用する。</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、会館主事等に関し必要な事項は、<u>国際交流担当の理事</u>が定める。</p> <p>第5条の2 (同 左)</p> <p>2 レジデント・アシスタントは、本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する学生であつて、外国人留学生ではないものうちから、<u>国際交流担当の理事</u>が任命する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、レジデント・アシスタントに関し必要な事項は、<u>国際交流担当の理事</u>が別に定める。</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、研究者宿泊室及び留学生宿泊室の使用に関し必要な事項は、<u>国際交流担当の理事</u>が別に定める。</p>

改正前	改正後
<p>第17条 国際交流会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、国際交流会館の運営に関し必要な事項は、<u>国際担当の理事</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(不正防止推進室)</p> <p>第8条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的研究費等の不正防止推進室(以下「不正防止推進室」という。)を置く。</p> <p>2 不正防止推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者</p> <p>(2) 副統括管理責任者</p> <p>(3) プロボスト</p> <p>(4) 研究公正担当の理事</p> <p>(5) <u>研究担当の理事</u></p> <p>(6) 産官学連携担当の理事</p> <p>(7) 人事部長</p> <p>(8) 財務部長</p> <p>(9) 研究推進部長</p> <p>(10) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員 若干名</p>	<p>第17条 国際交流会館の会議室、談話室、和室及び図書室の使用に関し必要な事項は、<u>国際交流担当の理事</u>が別に定める。</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、国際交流会館の運営に関し必要な事項は、<u>国際交流担当の理事</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第40号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">(不正防止推進室)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) <u>研究推進担当の理事</u></p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) } (同 左)</p> <p>(10) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(11) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 若干名 3～5 (略) (後 略)</p>	<p>(11) (同 左) 3～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第40号) この規程は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>